

2019 年 10 月から制度開始

年金生活者支援給付金の請求手続きが始まります

☎ 幕張年金事務所 ☎ 043 (212) 8621
給付金専用ダイヤル ☎ 0570 (05) 4092
※ 9 月 2 日 (月) ~
※ 050 から始まる電話の場合 ☎ 03 (6700) 1165

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。
給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。なお、年金を受給していても支給要件に該当しない場合は支給されません。
詳しくは、問い合わせてください。

- それぞれの要件をすべて満たしている人が対象となります。
- 【老齢年金生活者の要件】
- ① 65 歳以上で (※ 1) で、老齢基礎年金 (※ 2) を受けている
 - ② 請求する人の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が 8 7 9, 3 0 0 円以下
- 【障害年金生活者の要件】
- ① 障害基礎年金 (※ 3) を受けている
 - ② 前年の所得が「4, 6 2 1, 0 0 0 円 + 扶養親族の数 × 38 万円 (※ 4) 以下」
- 【遺族年金生活者の要件】
- ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得が「4, 6 2 1, 0 0 0 円 + 扶養親族の数 × 38 万円 (※ 4) 以下」

- (※ 1) 請求書は、65 歳になる誕生日の前日以降に提出してください。
- (※ 2) 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- (※ 3) 旧法の障害年金、旧共済の障害であって、法令で定める年金についても対象になります。
- (※ 4) 同一生計配偶者のうち 70 歳以上の人、または老人扶養の場合は 48 万円、特定扶養親族または 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の場合は 63 万円となります。

- 【請求手続きの流れ】
- ① 該当する人には、日本年金機構から請求書が届く
 - ② 請求書に氏名などを記入して年金事務所に提出 ※ 原則、添付書類は不要
 - ③ 審査結果の通知が日本年金機構から到着 (2019 年 10 月以降)
- ※ 年金請求書と併せて提出の場合、給付金の通知は年金証書送付後に送られます。
- 支払い月の月上旬に、日本年金機構から振込通知書が到着
- ④ 通知書に記載のある給付金が年金に上乗せ支給
- ※ 支払いは 2019 年 12 月中旬以降です (請求時期によって異なります)

該当する場合は請求書が届きます。

～ 身につける 夜道のお守り 反射材 ～

9 月 21 日～ 30 日は
秋の交通安全運動

☎ 千葉県くらし安全推進課交通安全対策室
☎ 043 (223) 2263

秋口は日没時間が急激に早まります。
夕暮れ時や夜間には、重大な事故につながるおそれのある、歩行中・自転車での交通事故の増加が懸念されます。

一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。



プレミアム付商品券購入引換券申請書を
発送しました

問い合わせ先
● プレミアム付商品券事業について 専用コールセンター ☎ (93) 1552
※ 市役所開庁日の 9 : 00 ~ 16 : 30

8 月 9 日 (金) に、対象と想定される人へプレミアム付商品券購入引換券申請書を送付しました。購入引換券の申請を受け付けていますので、購入を希望する人は早めに申請してください。詳しくは問い合わせてください。

- 送付対象 2019 年度の住民税が課税されていない人
(課税されている人の配偶者や被扶養者、生活保護受給者は対象外)
※ 平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までに生まれた子がいる世帯の世帯主は、申請不要のため送付していません。
- 申請方法 ① 申請書に必要事項を記入
② 同封の返信用封筒で返信するか引換券申請窓口へ申請
③ 日吉台出張所に申請 (出張所は取次業務のみ)
※ 富里市プレミアム付商品券購入引換券申請窓口は市役所本庁舎北棟 1 階市民課隣です。
※ 申請窓口は、市役所開庁日の 8 : 30 ~ 17 : 15 です。
- 申請期間 11 月 29 日 (金) まで
- 今後の予定 9 月下旬から、順次、プレミアム付商品券購入引換券を発送します。

国民年金の種類

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

国民年金には、次の 3 種類があります。詳しくは問い合わせてください。

- ① 老齢基礎年金
- 支給… 65 歳から
 - 年金額… 満額で 7 8 0, 1 0 0 円
 - 受給資格要件… 納付や免除期間などの合計年数が 10 年以上
- ② 障害基礎年金
- 加入中に病気やケガなどで一定の障害が残ったとき
- 年金額 ○ 1 級 9 7 5, 1 2 5 円 ○ 2 級 7 8 0, 1 0 0 円
 - 子の加算額 (※ 1)
 - 納付要件 (※ 2)
- ③ 遺族基礎年金
- 死亡した被保険者が生計を維持していた 18 歳到達年度の末日まで (障害者は 20 歳未満) の子または子のある妻・夫
- 年金額 7 8 0, 1 0 0 円
 - 子の加算額 (※ 1)
 - 納付要件 (※ 2)
- (※ 1) 2 2 4, 3 0 0 円 (1 人目・2 人目) 7 4, 8 0 0 円 (3 人目以降)
- (※ 2) 初診日 (死亡日) 前の納付・免除期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上
または初診日 (死亡日) の属する月の前々月までの直近の 1 年間に未納がないこと

国民健康保険の所得申告について

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4084

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。
そのため市では、課税の公平性の確保と平等な保険給付を図るため、申告が済んでいない人や給与支払報告書が提出されていない人などに「国民健康保険税申告書」を発送しています。
申告書は、国民健康保険税の軽減措置や高額療養費の支給などの判定基準となります。
申告書の提出がないと、軽減措置などを受けることができなくなりますので、申告書を受け取ったら必ず提出をお願いします。